由利本荘市ボートプラザ「アクアパル」ご利用案内

〒015-0831 秋田県由利本荘市北裏地54-1 TEL 0184-22-5611 FAX 0184-22-5660

利用のご案内

受付時間 午前8時30分~午後5時

(インターネットからは8:30~24:00まで受付できますが、利用者ID登録が必要です。)

受 付 使用の申込みは使用日の3ヶ月前から受付けます。

※当館の自主事業や公的事業等での使用 がある場合は、受付開始日初日でも申込 み受付ができないことがあります。

使 用 料 使用料は利用当日午後4時30分までに お支払い下さい。

使用時間 午前8時30分~午後9時30分

使用時間には準備、後片付けの時間が含まれていますので、そのことを考慮に入れてください。

休 館 日 毎週月曜日(ただし、月曜日が祝祭日にあたる場合、休館日は翌日になります。) 12月29日~翌年1月3日まで

使用許可 すでに使用許可している場合であっても次の の取消し 場合は使用許可の取消し、又は使用の制限・ 停止をすることがあります。

- ・市条例又はこの条例に基づく規則に違反 したとき
- ・使用許可の条件又は係員の指示に従わないとき
- ・偽りその他不正な行為により使用の許可を 受けたとき
- ・災害その他の事由により、当館を使用させ ることができなくなったとき

利用についてのお願い

- ◇会場の使用前、使用後は必ず事務室へ連絡 してください。
- ◇使用を取りやめる場合は、速やかに連絡してください。その際、すでに納めた使用料は市条例により還付できませんのでご了承ください。ただし、災害や当館の管理上使用できなくなった場合を除く。
- ◇不時の災害時に備えて責任者のかたは、非常口、消火設備を十分に承知しておいてください。 非常口、消火設備等のまわりには物を置かないでください。
- ◇使用終了後、使用した設備・備品は元の場所 へお返しください。
- ◇施設・設備・備品をき損したり破損又は滅失したときは、すみやかに係員に届け出てください。 (ただし、故意又は過失により施設等を損傷し、 又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償していただきます。)
- ◇お持ち込み、または会場で出たゴミはお持ち帰りください。



